

議案第 58 号

柏原羽曳野藤井寺消防組合を組織する地方公共団体及び当該組合が共同処理する事務の変更及びこれに伴う柏原羽曳野藤井寺消防組合同規約の変更に関する協議について

柏原羽曳野藤井寺消防組合を組織する地方公共団体及び当該組合が共同処理する事務を変更し、これに伴い柏原羽曳野藤井寺消防組合同規約を変更することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により関係市町村と協議するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

柏原羽曳野藤井寺消防組合を組織する地方公共団体及び当該組合が共同処理する事務を変更し、これに伴い柏原羽曳野藤井寺消防組合同規約を変更することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により関係市町村と協議するため、同法第 290 条の規定により提案するものであります。

柏原羽曳野藤井寺消防組合格約の一部を改正する規約

柏原羽曳野藤井寺消防組合格約(昭和38年9月27日大阪府知事許可)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪南消防組合格約

第1条中「柏原羽曳野藤井寺消防組合」を「大阪南消防組合」に改める。

第2条中「大阪府柏原市、羽曳野市及び藤井寺市(以下「組合市」という。)」を「富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村(以下「関係市町村」という。)」に改める。

第3条第1号中「消防団に関する事務」の次に「並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務」を加え、同条第2号中「組合市」を「関係市町村」に改める。

第5条を次のように改める。

(議会の組織)

第5条 組合の議会(以下「組合議会」という。)の議員の定数は、18人とし組合市の選出区分は、次のとおりとする。

- (1) 富田林市 3人
- (2) 河内長野市 3人
- (3) 柏原市 3人
- (4) 羽曳野市 3人
- (5) 藤井寺市 3人
- (6) 太子町 1人
- (7) 河南町 1人
- (8) 千早赤阪村 1人

第6条中「組合市」を「関係市町村」に改める。

第7条第1項中「関係組合市」を「関係市町村」に改める。

第8条中「組合市」を「関係市町村」に改める。

第10条中「に管理者」の次に「1人」を加え、「2人」を「7人」に改め、「会計管理

者」の次に「1人」を加える。

第11条第1項及び第2項中「組合市」を「関係市町村」に改め、同条第3項中「の属する市の会計管理者をもって充てる」を「が任命する」に改める。

第12条中「組合市」を「関係市町村」に改める。

第13条第2項中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

第14条中「職員」を「消防吏員その他の職員(以下「職員」という。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の職員の定数は、組合の条例で定める。

第15条第1項中「組合市の分賦金財産より生ずる収入」を「関係市町村の負担金、補助金」に、「支弁する」を「充てる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の負担金は、公平性の観点から、関係市町村における当該会計年度(地方債の元利償還金については、当該地方債の借入年度。以下同じ。)の前年度の基準財政需要額(地方交付税法(昭和25年法律第21号)第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。)の消防費の合計額に対する当該市町村の当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日から令和6年3月31日までの適用については、第3条第1号中「消防に関する事務」とあるのは「消防に関する事務(柏原市、羽曳野市及び藤井寺市に係るものに限る。)」とし、同条第2号中「関係市町村」とあるのは「柏原市、羽曳野市及び藤井寺市」とする。

3 この規約による改正後の大阪南消防組規約第15条の規定は、令和6年度分の関係市町村の経費の負担から適用し、令和5年度分の経費の負担については、なお従前の例による。

(負担金の額に係る経過措置)

4 第15条第2項の規定にかかわらず、富田林市、河内長野市、太子町、河南町及び千早赤阪村(以下「5市町村」という。)の負担金の額は、別途5市町村で締結する協定

書に定める期間においては、附則別表のとおりとする。

(負担金の額に係る経過措置の延長等)

- 5 関係市町村は、前項の期間が経過するまでに、同項の期間の延長及び当該延長に係る 5 市町村の負担金の額について、所要の措置を講ずるものとする。

(負担金の額に係る経過措置の終了)

- 6 前項の延長に係る期間が経過した後における 5 市町村の負担金の額は、第 15 条第 2 項の規定の割合による額とする。

附則別表

市町村	経費負担
富田林市 河内長野市 太子町 河南町 千早赤阪村	(1) 関係市町村における当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の合計額に対する当該市町村の当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額の 5 市町村の合計額を算出する。 (2) (1)で算出した額について、消防広域化検討会の試算に用いた平成 27 年度から令和 2 年度までの消防費決算額（消防団費その他特殊事業経費を除いた一般財源分に限る。）の平均額に応じて按分した割合に応じた金額を 5 市町村それぞれが負担する。

新	旧
<p><u>大阪南消防組合規約</u></p>	<p><u>柏原羽曳野藤井寺消防組合規約</u></p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>(組合の名称)</p>	<p>(組合の名称)</p>
<p>第1条 この組合は、<u>大阪南消防組合</u>(以下「組合」という。)という。</p> <p>(組合を組織する地方公共団体)</p>	<p>第1条 この組合は、<u>柏原羽曳野藤井寺消防組合</u>(以下「組合」という。)という。</p> <p>(組合を組織する地方公共団体)</p>
<p>第2条 組合は、<u>富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村</u>(以下「<u>関係市町村</u>」という。)をもって組織する。</p> <p>(共同処理する事務)</p>	<p>第2条 組合は、<u>大阪府柏原市、羽曳野市及び藤井寺市</u>(以下「<u>組合市</u>」という。)をもって組織する。</p> <p>(共同処理する事務)</p>
<p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) <u>消防に関する事務(消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。)</u></p> <p>(2) 大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成12年大阪府条例第6号)の定めるところにより、<u>関係市町村</u>が処理することとされた事務のうち、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに関する事務</p>	<p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 消防に関する事務(消防団に関する事務を除く。)</p> <p>(2) 大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成12年大阪府条例第6号)の定めるところにより、<u>組合市</u>が処理することとされた事務のうち、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに関する事務</p>
<p>第4条 省略</p>	<p>第4条 省略</p>
<p>第2章 組合の議会</p>	<p>第2章 組合の議会</p>
<p>(議会の組織)</p>	<p>(議会の組織)</p>
<p>第5条 <u>組合の議会</u>(以下「<u>組合議会</u>」という。)の議員の定数は、<u>18人</u>とし<u>組合市の選出区分は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>富田林市 3人</u></p> <p>(2) <u>河内長野市 3人</u></p> <p>(3) <u>柏原市 3人</u></p> <p>(4) <u>羽曳野市 3人</u></p> <p>(5) <u>藤井寺市 3人</u></p> <p>(6) <u>太子町 1人</u></p> <p>(7) <u>河南町 1人</u></p> <p>(8) <u>千早赤阪村 1人</u></p> <p>(議員の選挙)</p>	<p>第5条 <u>組合の議会</u>(以下「<u>組合議会</u>」という。)の議員の定数は、<u>12人</u>とし<u>組合市の選出区分は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>柏原市 4人</u></p> <p><u>羽曳野市 4人</u></p> <p><u>藤井寺市 4人</u></p> <p>(議員の選挙)</p>
<p>第6条 組合議会の議員は、<u>関係市町村</u>の議会においてその議員の中からそれぞれ選挙する。</p> <p>2 選挙を行うべき理由が生じたときは、組合の管理者は<u>関係市町村</u>の長に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の選挙が終わったときは、<u>関係市町村</u></p>	<p>第6条 組合議会の議員は、<u>組合市</u>の議会においてその議員の中からそれぞれ選挙する。</p> <p>2 選挙を行うべき理由が生じたときは、組合の管理者は<u>組合市</u>の長に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の選挙が終わったときは、<u>組合市</u>の長</p>

<p>の長は直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。</p> <p>(補欠選挙)</p> <p>第7条 組合議会の議員に欠員を生じたときは、<u>関係市町村</u>は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(議員の任期)</p> <p>第8条 組合議会の議員の任期は、<u>関係市町村</u>の議会の議員としての任期による。</p> <p>第9条 省略</p> <p>第3章 執行機関</p> <p>(執行機関の組織)</p> <p>第10条 組合に管理者 <u>1人</u>、副管理者 <u>7人</u>及び会計管理者 <u>1人</u>を置く。</p> <p>(執行機関の選任)</p> <p>第11条 管理者は、<u>関係市町村</u>の長の互選により選出する。</p> <p>2 副管理者は、管理者以外の<u>関係市町村</u>の長をもって充てる。</p> <p>3 会計管理者は、<u>管理者が任命する</u>。</p> <p>(執行機関の任期)</p> <p>第12条 管理者及び副管理者の任期は、当該<u>関係市町村</u>の長としての任期による。</p> <p>(監査委員)</p> <p>第13条 1 省略</p> <p>2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て組合議会の議員及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項に規定する識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)のうちから各1人を選任する。</p> <p>3 省略</p> <p>(職員)</p> <p>第14条 組合に消防吏員その他の職員(以下「職員」という。)を置く。</p> <p>2 前項の職員の定数は、組合の条例で定める。</p> <p>第4章 組合の経費</p> <p>(経費支弁の方法)</p> <p>第15条 組合の経費は、<u>関係市町村の負担金、補助金、手数料その他の収入をもって充てる</u>。</p> <p>2 前項の負担金は、公平性の観点から、<u>関係市町村における当該会計年度(地方債の元利償還</u></p>	<p>は直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。</p> <p>(補欠選挙)</p> <p>第7条 組合議会の議員に欠員を生じたときは、<u>関係組合市</u>は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(議員の任期)</p> <p>第8条 組合議会の議員の任期は、<u>組合市</u>の議会の議員としての任期による。</p> <p>第9条 省略</p> <p>第3章 執行機関</p> <p>(執行機関の組織)</p> <p>第10条 組合に管理者、副管理者 <u>2人</u>及び会計管理者を置く。</p> <p>(執行機関の選任)</p> <p>第11条 管理者は、<u>組合市</u>の長の互選により選出する。</p> <p>2 副管理者は、管理者以外の<u>組合市</u>の長をもって充てる。</p> <p>3 会計管理者は、<u>管理者の属する市の会計管理者をもって充てる</u>。</p> <p>(執行機関の任期)</p> <p>第12条 管理者及び副管理者の任期は、当該<u>組合市</u>の長としての任期による。</p> <p>(監査委員)</p> <p>第13条 1 省略</p> <p>2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て組合議会の議員及び地方自治法第196条第1項に規定する識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)のうちから各1人を選任する。</p> <p>3 省略</p> <p>(職員)</p> <p>第14条 組合に<u>職員</u>を置く。</p> <p>第4章 組合の経費</p> <p>(経費支弁の方法)</p> <p>第15条 組合の経費は、<u>組合市の分賦金財産より生ずる収入、手数料その他の収入をもって支弁する</u>。</p> <p>2 前項の分賦金は、総額の100分の20を<u>組合市の均等割とし、総額の100分の80を当該会計</u></p>
---	---

金については、当該地方債の借入年度。以下同じ。)の前年度の基準財政需要額(地方交付税法(昭和25年法律第21号)第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。)の消防費の合計額に対する当該市町村の当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額とする。

以下省略

年度の前年度の9月末日現在における組合市の住民基本台帳に記録された世帯数に比例して組合市に分賦する。

以下省略